介護なんでも相談室

松永安優美 まつながあゆみ
栃木県出身、内科医。埼玉医科大学卒。同大付属病院を経て実家の松永医院に勤務。平成3年から特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホームなどを設立。現在、医療法人「聖生会」理事長、社会福祉法人「裕母和会」会長として、医院と8つの介護施設を運営している。

Q

酒を飲むと人が変わる私の性格が原因で、妻と離婚し、すでに20年近く一人暮らしです。仕事も転々とし、68歳の今は、スーパーでカート回収のアルバイトをしていますが、収入はアパートの家賃と〝飲む打つ買う〟で消えてしまいます。この性格は変えられず、体が動くうちは同じ生活が続きそうですが、不安なのは体が動かなくなった時です。その時は生活保護を受け、「なるようになるさ」と考えていますが、私にはどんな最期が待っているのでしょうか？

A

人生相談の場ではないので、相談者の生き方をとやかく言うのはやめます。急増している独居老人の現状について話しますね。一人暮らしの高齢者でも、体が元気で仕事があり、収入があるうちは問題ないと思います。困るのは、そのどちらかが失われたときです。

まず、体は動くけど、仕事がなくなり、収入が途絶えたケースです。この場合は生活保護に頼ることになります。支給額の範囲でアパート代を支払ったり、食費に充てたり……。でも、だんだんと体は弱っていきます。

深刻なのは、病気などで体が動かなくなる独居老人のケースです。だれも面倒をみてくれる人がいないので、食事をとれず、病院にも連れていってもらえず、体が衰弱して、誤嚥などで亡くなってしまう。これが、いわゆる孤独死です。

一方、孤独死の前に、ぎりぎりのところで救急車などを呼んで病院に搬送されるケースもあります。この場合は、診察・治療のあと、自治体の福祉課を通して、救護施設か介護施設に入ることになります。入所には、本来は身元引受人が必要ですが、身寄りのない老人に対しては代行してくれる施設やNPO法人があります。お墓まで用意してある施設もあります。

そういう意味では、今の日本社会は、身寄りがなくとも、救いを求めれば、保護してもらえるシステムになっています。

最後にお願いですが、身寄りのない方はぜひとも元気なうちに手術や延命治療に関して、自分の意思を書面にし、知り合いに伝えたり、大事に残しておいて下さい。「死期を引き延ばすための延命治療はしないで下さい」という書面があるだけでも、医療や介護の現場は非常に助かるものなのです。